

第64号議案

「マイクラフトプログラミング体験会」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和6年12月18日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・**後援** 名義使用申請書

R6年 11月 18日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 特定非営利活動法人
 こどもプログラミング普及委員会
 住所 (所在地) 東京都千代田区平河町1-6-15 USビル8F
 代表者名 (ふりがな) はなや たくじ
 花矢 卓司
 代表者連絡先 (事務担当者) 03-4446-6648

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・**後援**名義を使用し、申請します。

記

事業名	マインクラフトプログラミング体験会		
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	文京区内のより多くの小学生にプログラミング体験の機会を作るため		
実施期間	R7年 1月 11日 (土) から R7年 3月 30日 (日) まで (期間中の土日22日間)		
実施場所	東京都文京区本郷2-28-1		
事業内容	目的※	文京区内のこどもたちへプログラミングの面白さを体験してもらう機会を作るとともに、保護者へプログラミング教育の重要性の理解の普及を目的としています。	
	内容	マインクラフトを使ったブロックプログラミング体験会	
	対象者	文京区内の小学生(1年生～6年生) (参加予定人員 400人)	
	参加費	無料	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	なし		
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに 同意する ・ 同意しない			

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

令和 6 年 11 月 18 日

事業計画書

事業名	マイクラフトプログラミング無料体験会
主催者	特定非営利活動法人こどもプログラミング普及委員会
会場	東京都文京区本郷 2-28-1
日時	令和 7 年 1 月 11 日 (土) ~ 令和 7 年 3 月 30 日 (日) 期間中の土日に開催 午前 10 時 ~ 午後 18 時
事業の目的	プログラミングを体験してもらい、プログラムの楽しさや面白さを感じてもらうとともに、保護者にはプログラミングに対する苦手意識を払拭していただき、プログラミングとはどういうものなのか？なぜプログラミングを学ぶことが重要なのか？を理解していただくことを目的としています。
内容	Minecraft Education (教育版マイクラフト) は、ものづくりゲームの一種である Minecraft を、プログラミング教育・情報教育・協同学習などの教材として使えるようにした教育向けエディションです。無料体験会では Minecraft のコードビルダーを使って実際にプログラムを組んで指示通り動かしたり物を作る事にチャレンジしていただきます。
参加予定者数	400 名
宣伝・募集方法	小学校へのチラシ配布
実施責任者	氏名 加藤 剛 住所 東京都千代田区平河町 1-6-15U S ビル 8F 電話 (03) 4446-6648

事業予算書

事業名 マインクラフトプログラミング体験会

団体名 こどもプログラミング普及委員会

収 入 単位：円		支 出 単位：円	
受取協賛金	350,900	会場費	271,700
		スタッフ昼食代	46,200
		スタッフ交通費	33,000
計	350,900	計	350,900

R6年 11月 18日

(備 考)

定 款

特定非営利活動法人こどもプログラミング普及委員会

特定非営利活動法人こどもプログラミング普及委員会

定款 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こどもプログラミング普及委員会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区平河町一丁目6番15号USビル8Fに置く。

(目 的)

第3条 この法人は、22歳以下の学生、特に小・中学生に対して、プログラミングについて学ぶためのプログラミング体験教室の運営などを行い、コンピューターをただ使うのではなく、創意工夫し問題解決力を持った人材を育成するとともに、コンピューターやインターネットに対する正しい知識を習得することで、子どもの健全育成と情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)子どもの健全育成を図る活動
- (2)情報化社会の発展を図る活動
- (3)科学技術の振興を図る活動
- (4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)プログラミング体験教室・イベントなどの企画・運営事業
- (2)その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、事業年度終了後3月以内に毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名若しくは電子署名をしなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第14条第5項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により理事会の場に来られない理事は、オンライン会議システムによって理事会に出席し、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者、又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名若しくは電子署名をしなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準

じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以

上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 花矢 卓司

副理事長 古渡 徹也

理 事 海老根 裕

監 事 本山 恵一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2024年(令和6年)6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2024年(令和6年)3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員(個人・団体) 0円

賛助会員(個人・団体) 0円

(2) 年会費

正会員（個人・団体）	10,000円
賛助会員（個人・団体） 1口	10,000円（1口以上）

役員名簿

特定非営利活動法人こどもプログラミング普及委員会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名		
1	理事・ <input checked="" type="radio"/> 監事	ハヤタケジ 花矢卓司	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	理事長
2	<input checked="" type="radio"/> 理事・監事	クボトシツグ 久保登嗣	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	副理事長
3	<input checked="" type="radio"/> 理事・監事	エビネユカ 海老根裕	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
4	理事・ <input checked="" type="radio"/> 監事	モヤマケイイチ 本山恵一	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
5	理事・監事		有・無	
6	理事・監事		有・無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

CPCプログラミング体験会 活動実績

日付	都道府県	開催会場	後援
2023年6月25日～8月27日	東京都	荒川区	荒川区教育委員会
2023年7月2日～8月27日	東京都	板橋区	板橋区教育委員会
2023年10月8日～12月17日	東京都	大田区	大田区教育委員会
2023年10月8日～12月17日	東京都	台東区	台東区教育委員会
2024年1月6日～8月4日	東京都	杉並区	杉並区教育委員会
2024年1月6日～2月25日	東京都	渋谷区	渋谷区教育委員会
2024年1月6日～3月24日	東京都	葛飾区	葛飾区教育委員会
2024年2月3日～3月24日	東京都	中野区	中野区教育委員会
2024年4月6日～6月16日	埼玉県	川口市	川口市教育委員会
2024年4月6日～6月2日	東京都	世田谷区	世田谷区教育委員会
2024年4月14日～8月25日	神奈川県	川崎市	川崎市教育委員会
2024年4月6日～6月23日	東京都	狛江市	狛江市教育委員会
2024年4月13日～7月21日	千葉県	八千代市	八千代市教育委員会
2024年6月2日～6月22日	埼玉県	志木市	志木市教育委員会
2024年7月6日～9月7日	埼玉県	富士見市	富士見市教育委員会
2024年9月1日～9月22日	東京都	墨田区	墨田区教育委員会

2024年10月5日～10月27日	東京都	北区	北区教育委員会
2024年7月6日～	東京都	練馬区	練馬区教育委員会
2023年10月7日～	山梨県	甲府市	甲府市教育委員会 笛吹市教育委員会
2024年10月5日～	山梨県	南アルプス市	南アルプス市教育委員会
2023年12月2日～	宮城県	仙台市	仙台市教育委員会 名取市教育委員会
2024年7月27日～	福岡県	春日市	春日市教育委員会 那珂川市教育委員会
2024年9月1日～	神奈川県	横浜市	文部科学省 横浜市教育委員会



マイクラ プログラミング

無料体験
ご招待

プログラミングを入試で出題する
私立中学校も増えてきました

教育版 Minecraft を使って プログラミングを学ぼう!

教育版マイクラは小学校や中学校、高校などの公教育機関やプログラミング教室や学習塾、非営利団体などの民間団体、教育事業者に提供されるプログラミング学習に特化した専用のライセンスです。

教育版マイクラ 総務省 検索



教育版 Minecraft を使った プログラミング学習のココがスゴい!

大好きなマイクラ
だから意欲が高まる!

マイクラは世界で一番プレイされたゲームと言われるほど大人気のゲームです。お子さんが楽しみながらプログラミングを学ぶことができます。



知らず知らずの内に
理数系の能力が高まる!

建築をエージェントに手伝ってもらうためのプログラムを考える際には、中学生以上で学習する座標を使います。また、現実の物理法則などもそのまま反映されるため、理科や数学的能力の向上が期待できます。

論理的思考が身に付き
やり抜く力が高まる!

課題や問題を解決するために必要な論理的思考力が身につくにつれ、困難にぶつかっても途中で投げ出さず粘り強く立ち向かうクセをつけることができます。



体験授業当日の流れ

step
1

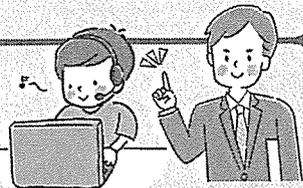
手ぶらで集合

保護者の方の付き添いをお願いします。ごきょうだいも一緒に見学できます。

step
2

マイクラを知っている子も初めての子も!

マイクラについて先生が説明します。まずはマイクラを普通にプレイしてみましょう。



step
3

さっそくプログラミングをしてみよう!

さきほどプレイしていたマイクラの世界。今度はプログラミングで指令を出すよ! ほとんどのお友だちが初めてのプログラミング、先生がしっかりサポートします。



step
4

ついにプログラムが完成!

エージェントに司令を出して、マイクラの世界で動かそう!

step
5

あっというまの50分! おつかれさまでした!!

安心して体験できます

- ✓ プログラミングやPC操作が初めてでもOK! マイクラを知らなくてももちろん大丈夫!
- ✓ 親子ひと組で参加OK! ごきょうだいでのご参加も大歓迎!



まずは気軽にプログラミング体験をしてみませんか?

プログラミング体験会 特別無料ご招待!

開催日

11/4(土) 5(日) 11(土) 12(日) 18(土) 19(日) 25(土) 26(日)

会場

- 台東区民会館 台東区花川戸 2-6-5
- 入谷会場 台東区入谷 1-27-4 プラザ入谷 3階
- 上野会場 台東区上野 7-4-3 上野ビル 301

持ち物

特にありません。PCはご用意致します。

開催時間

10:00~ / 11:10~ / 13:20~
14:30~ / 15:50~ / 17:00~

各回
50分

対象

台東区にお住いの小学1年生~6年生
※各学年に適した体験授業の内容になっております。

お申し込みは
こちらのフォームから



※ 当イベントは、Minecraft 公式のものではありません。
※ Mojang から承認されておらず、Mojang とは一切関係ありません。

【主催】



特定非営利活動法人
子どもプログラミング普及委員会
CPC Children's Programming Committee

〒102-0093
東京都千代田区平河町1-6-15USビル802号室
03-4446-6648 <https://www.cp-c.or.jp>



子どもプログラミング普及委員会(CPC)は、子どもたちのプログラミング学習の普及を目的とした特別非営利活動法人です。

【協賛企業】



B-CREATE

関西電力グループ



PCNEXT @MIRAIGOTOLAB.

【後援】 台東区教育委員会



一般社団法人 中小企業個人情報セキュリティ推進協会

体験授業当日の流れ

step
1

ドキドキしながら頑張る気持ちだけ持って集合!

保護者の方とお子さんは一緒にプログラミング体験会に参加!



step
2

マイクラを知っている子も初めての子も!

PCでマイクラをするのが初めての子も多いので先生がレクチャーします!



step
3

さっそくプログラミングをしてみよう!

さきほどプレイしていたマイクラの世界。今度はプログラミングで指令を出すよ!
ほとんどのお友だちが初めてのプログラミング、先生がしっかりサポートします。



step
4

保護者の方とお話をしている内にプログラムは完成!

お子さんが課題に取り組んでいる間、保護者の方にはお住まいの地域のプログラミング教育の現状や取り組み、効果的な学習方法について情報提供をさせていただきますので時間が無駄になりません!

step
5

あっというまの50分! おつかれさまでした!!

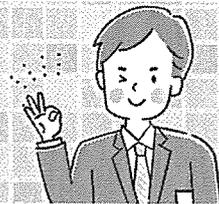
安心して体験できます

プログラミングやPC操作が初めてでもOK!

マイクラを知らなくてももちろん大丈夫!

親子ひと組で参加OK!

ごきょうだいでのご参加も大歓迎!



まずは気軽にプログラミング体験をしてみませんか?

プログラミング体験会 特別無料ご招待!

開催日

1/11(土)~3/30(日) 毎週土日

※詳細は申し込みフォームにてご確認ください

会場

■ **文京区本郷会場**

文京区本郷 2-28-1

持ち物

特にありません。PCはご用意致します。

開催時間

10:00~ / 11:10~ / 13:20~
14:30~ / 15:50~ / 17:00~

各回
50分

体験はお一人様1回限り

お申し込みは
こちらのフォームから



対象

文京区の小学校に通学の小学1~6年生

※各学年に適した体験授業の内容になっております。

※当イベントは、Minecraft 公式のものではありません。
※Mojang から承認されておらず、Mojang とは一切関係ありません。

【主催】



特定非営利活動法人

こどもプログラミング普及委員会

CPC Children's Programming Committee

〒102-0093

東京都千代田区平河町1-6-15USビル802号室

tel.03-4446-6648 web.https://cp-c.or.jp



こどもプログラミング普及委員会(CPC)は、子どもたちのプログラミング学習の普及を目的とした特別非営利活動法人です。

【後援】

【協賛企業】



B-CREATE

関西電力グループ

PCNEXT



MIRAIGOTOLAB.



一般社団法人 中小企業個人情報セキュリティ推進協会

R7 年 11月 18日

確認書

文京区教育委員会 殿

住所（所在地） 東京都千代田区平河町1-6-15
USビル8F

申請者（申請団体） 特定非営利活動法人
こどもプログラミング普及委員会

代表者名 花矢 卓司



文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を
取消されることを了解しています。